

青丘文庫研究会 月報

No.282

2015年11月2日

青丘文庫研究会 〒657-0064 神戸市灘区山田町3-1-1 (公財)神戸学生青年センター内
 TEL 078-851-2760 FAX 078-821-5878 <http://ksyc.jp/sb/> e-mail hida@ksyc.jp
 ①在日朝鮮人運動史研究会関西支部 (代表・飛田雄一)
 ②朝鮮近現代史研究会 (代表・水野直樹)
 郵便振替<00970-0-68837 青丘文庫月報>年間購読料3000円
 ※他に、青丘文庫に寄付する図書を購入費として2000円/年をお願いします。

巻頭エッセイ

「アリラン峠を越えてゆくー在日コリアンの音楽の今」 高正子

昨年(2014年)の7月20日、国立民族学博物館で「アリラン峠を越えてゆくー在日コリアンの音楽の今」というタイトルの研究公演が催された。今回、わたしはこの公演について簡単に紹介したいと思っている。なぜなら、解放70周年を迎えた今日においても朝鮮半島の南北は依然として分断され、むしろ最近では緊張が高まっているかのように見える。また、日本では在日コリアンに対して憎悪に満ちた表現で、公衆の面前で罵倒するという行為が平然と行われている。ヘイトスピーチと呼ばれるこの憎悪に満ちた「ソリ：声」を聴くたびにわたしは悲しみと怒りに涙が浮かんでくる。しかし、わたしが昨年耳にした「ソリ：声」は、心を豊かになり、希望に満ち溢れて思わず涙が浮かんできた。そのことを話したいと思った。

2014年、国際伝統音楽学会のマイノリティの音楽部門の総会が国立民族学博物館で行われた。この総会には16カ国40人もの研究者が一同に会するのだ。そこで、日本のなかのマイノリティの音楽を世界の研究者たちに見てもらおうという意図から、研究公演の開催が試みられた。日本に暮らすマイノリティのなかで在日コリアンの音楽を紹介しようと、総会を準備していた国立民族学博物館の寺田吉孝・福岡正太教授らによって企画された。当日は、16カ国の研究者を含め、観客として475名(定員450名)の参加があった。

わたしは以前から在日コリアンの民族芸能の継承に関心を持ち、日本におけるかれらの活動について調べていた。その関係で、3年前から始まった民族学博物館の「日本のなかのマイノリティの音楽」という共同研究会に参加することになり、今回の研究公演の企画に参加することになった。

在日コリアンの音楽とは何か。在日コリアンが行う音楽活動を、在日コリアンの音楽だと見こともできる。また、在日コリアン特有の音楽を在日コリアンの音楽ともいえるだろう。実際、日本社会で在日コリアンはクラシック音楽をはじめオペラ、ジャズ、シャンソン、大衆音楽などのさまざまな音楽分野で活躍している。今回の研究公演で在日コリアンの全ての音楽活動を扱うのは、一つには難しいということ、いま一つは日本に生きるコリアンとしての存在にこだわって音楽活動をしている人たちを紹介したいと思っていた。そこで、在日コリアンが継承する民族音楽を紹介することにした。

日本で生活する在日コリアンを象徴する意味で今回のタイトルを決めた。在日コリアンにとってアリラン峠は、故郷に背を向けて日本へ渡ってきた自らの境遇を象徴し、また、峠の向こう側にあるに違いない「希望」に向かい、越えなければならないさまざまな困難を意味した。アリラン峠は越えなければならない在日コリアンの峠である。戦後、朝鮮半島が南北に分断されることによって、在日コリアンのコミュニティも分断された。日本社会は在日コリアンへの同化の圧力が日々加えている。そのなかで、2世・3世たちはアイデンティティの混乱にさらされることになった。1世たちにとって民族文化は身体化されてい

るが、2世・3世たちには後天的に学んで得るものであった。現在の2世・3世たちは民族音楽を表現手段としてもちいている。本公演では、このような在日コリアン2世・3世たちが奏でる音楽を五感で感じる舞台をつくらうとした。

具体的には、4つの部門に分けた。最初に、韓国の伝統文化であるパンソリを伝承する安聖民さんが、人生を謳った短歌「四節歌」と水宮歌を紹介した。次に、1980年代韓国で民主化への渴望を歌った民衆歌謡を紹介し、現在、在日コリアンの思いを歌っている李政美さんの歌を、15分間の休憩の後に、朝鮮民主主義人民共和国の民族音楽を継承する金剛山歌劇団による民族楽器の演奏と宋明花さんの歌が披露した。最後に、三人の歌手が「アリラン」をメドレ（西道・京畿・南道民謡紹介）で歌うというものだった。プログラムは以下のとおりである。

<第1部>

I. 安聖民（アン・ソンミン）

1. 短歌「四節歌」

2. パンソリ「水宮歌」

II. 李政美（イ・ジョンミ）

1. 「京成線」（作詞・作曲 李政美）

2. 「遺言」（作詞 宋秋月、作曲 李政美）

3. 「ひでり」（作詞・作曲 金敏基）

4. 「あなたの墓のそばに」（作詞 ト・ジョンファン、作曲 李政美）

5. 「序詩」（作詞 尹東柱、作曲 李政美）

休憩（15分）

<第2部>

III. 金剛山歌劇団（クムガンサンカグクタン）

1. 伽耶琴独奏「砦の春」 金栄実

（作曲：コン・ヨンソン編曲：チェ・ジェソン）

2. 小奚琴と高音横笛の独奏「トラジ（桔梗の花）」梁聖晞、李由伊（編曲：李綾香）

3. 玄琴独奏「出鋼」（チュルガン） 河栄守

4. 女性独唱「ハナ」 宋明花

5. 朝鮮民謡「牡丹峰」（モランボン） 宋明花

IV. アリランメドレー

1. 本調アリラン 全員

2. キーンアリラン 李政美、向島ゆり子

3. 尚州アリラン 安聖民、李昌燮

4. 永川アリラン 金剛山歌劇団

5. 珍島アリラン 李政美、安聖民、宋明花、河栄守、李昌燮

6. 蜜陽アリラン 全員

偶然にも本公演の三人の歌姫は、両親もしくは祖父母が済州島から日本に渡ってきた人たちであった。安聖民さんは大阪生まれの3世で、母や祖母の歌う朝鮮の民謡を聴きながら育ったという。パンソリに惹かれて、パンソリを学びに韓国へ行き、南海星（重要無形文化財の技能保有者）先生からパンソリを学んだ。李政美さんの父は戦前日本で劇団に所属していたことがあったそうだ。李政美さんは朝鮮学校で小奚琴を学び、大学では声楽を学んだ。宋さんの祖父は済州島から神戸に来て「小宮山楽団」の歌手だったそうだ。祖父の故郷（済州島）でも親族は歌手としての宋さんの祖父を記憶していた。四国の朝鮮学校で歌のサークルをつくり、高校の時には夏休みに朝鮮民主主義人民共和国で西道民謡を学んだ。今回、宋さんによって西道民謡が紹介された。

研究公演に来ていた観客の多くは日本人で、金剛山歌劇団のことをほとんど知らなかった。はじめて、かれらの音楽を聴いたという人たちが多く、そのような意味でも今回の公演の意味は多かったといえるだろう。

アリランメドレーはそれぞれの思いのアリランが選ばれた。三人の歌い手が共に歌ったのは本調アリランで、羅雲奎が無声映画「アリラン」の主題歌として有名になり、日本でも朝鮮民謡といえばこのアリランというほど代表的なものとなっている。次に、李政美さんがバイオリン（向島ゆり子）を伴奏にキーンアリランを、安聖民は1950年代に朝鮮戦争を経てその悲劇を込めたパンソリの名唱金素姫が作ったという尚州アリランを、宋明花さんは1930年代、慶尚北道の南東部に位置する永川で歌われていたアリランを歌った。永川アリランは満州に渡って行った人たちが故郷への思い歌い継がれたのが、共和国に伝わり

歌い継がれ、南北交流が始まった2000年代に共和国の歌い手たちによって韓国に紹介された。現在、永川地方で忘れられていたアリランが里帰りしたといえるだろう。

三人の歌姫はまったく違うソリを出していた。安さんは南道民謡の特徴である低い声で、宋さんは西道民謡の特徴の高い声で、李さんは透る声で、まったく違う三人のソリは重なることによって、新たなソリの世界を生み出した。バイオリンには二つの音を同時に押さえると違う音がだすという倍音がある。公演終了後、研究公演ではこれまでなかったアンコールがコールされ、それに応えて本調アリランがアンコールで歌われた。公演を観た人たちは思わず涙が出てきたと話してくれる人が多かった。

在日コリアンの存在の意味はなんだろうか。今回の研究公演はそれを考える示唆となった。

第359回在日朝鮮人運動史研究会関西部会（2015年6月14日）

在日韓国・朝鮮人の参政権と国籍 高希麗

「民主主義」そして「自由」を体現するには、自由選択の程度が重要である。私自身も、自身が持つ問題関心を解決する根源には、個人の「意思」に基づいた「選択」が必要である。私は拙著『在日韓国・朝鮮人の選挙投票権の選択・登録制度の可能性-韓国における在外国民選挙制度の動向をふまえて-』[関大ジャーナル、2013]で、日本国憲法13条および14条に基づく個人の「意思」を尊重した選挙制度の法的余地について論じた。「選択・登録制度」とは、国籍国の在外国民である立場から国籍国の選挙投票権を行使するか、居住国の選挙投票権を行使するかを自らの意思に従い「登録」することで「一人一票」の原則を守り、自身の政治的市民としての立場を「選択」する制度である。

本研究に取り組んだきっかけは、韓国籍在日同胞が提起した憲法訴訟によって2012年より実現した、在外国民選挙制度である。制度導入後実施された国会議員選挙および大統領選挙の在外投票率は、事前の試算と比較すると非常に低い投票率であった。特に日本での投票率は、国会議員選挙で約2.5%、大統領選挙で約7.8%という低いものであった。オールドカマーである在日韓国・朝鮮人のアイデンティティは、非常に多元的で複数的である。韓国国籍者であったとしても、居住国日本の政治市民として一票を投じることを望む者も多い。また、朝鮮籍同胞は、韓国憲法上の「国民」であり、「在外国民」としての地位を持つにも関わらず、韓国在外国民選挙の対象外である。日韓の御都合主義によって狭間の存在となってしまう在日韓国・朝鮮人が、政治市民として「国籍国」もしくは「居住国」で投票権を付与されることは、理論上可能である。

しかし、選挙投票権を「選択」し「登録」する制度の実現は、現実的に不可能であることは明らかであろう。また選挙投票権の選択・登録制度は、日本における閉鎖的な国籍概念(国籍=民族)を前提にしている。参政権が議論される前に、前提として国籍概念に関する議論が必要である。国籍は、個人が特定の国家の構成員である「資格」や、人を特定の国家に属せしめる法的な「紐帯」と定義されるが、国民を統合し、国内での法的地位の枠づけ、アイデンティティを形成する、ためのツールという役割があると考えられている。しかし、血統主義を基本の原則とする日本や韓国の制度から見ても、国籍制度は非常に曖昧な側面を持つ制度と言うことができ、制度および役割の再検討が必要である。とりわけ興味深い訴訟が、韓国で提起された、朝鮮籍同胞による旅行証明書発給拒否の取消を求めた訴訟である。韓国の旅券を持たない朝鮮籍同胞は、韓国への入国を望む場合、旅券法に基づき旅券に代わる旅行証明書の発給が必要である。にもかかわらず、北朝鮮への数次の渡航経験のある原告は、証明書の発行を拒否された。本訴訟の最大争点は、朝鮮籍同胞は韓国籍の在外「国民」なのか、あるいは「事実上の無国籍」なのかである。原審では、朝鮮籍同胞を「事実上の無国籍」と考えるが、控訴審および上告審では、朝鮮籍同胞は大韓民国の「国民」と判断した。本件訴訟は、韓国国籍法の問題点(元祖韓国人規定の欠缺)を明らかにするのみならず、在外同胞である在日韓国・朝鮮人による、アイデンティティ形成のための国籍という縮図をま

さに表すものとして、重要な意義があるだろう。

今後私は、在外同胞の側面から国籍の役割を再検討していきたいと考える。在外同胞は、諸民族・諸国家間の架け橋にも、対立の火種になる要素を持つ。国境を越えた移動が頻繁におこなわれ、国籍制度の限界が顕著になりつつある中、在外同胞の視点から国籍制度を照らしてみることによって、民族＝国籍＝国民の言説を崩す端緒を見つけ出すことが、今後の課題である。

●
在日朝鮮人運動史研究会編

『**在日朝鮮人史研究**』45号(2015年10月30日発行) 2592円、緑蔭書房発行

※在日朝鮮人史運動史研究会関西部会会員(会費5000円/年)の方には3部お送りしました。

※研究会関係者には、特価2000円(送料164円)で販売します。

購入希望者は、<00970-0-68837 青丘文庫月報>に2164円をご送金ください。

一九二八年、昭和天皇の即位の「大典」に見る朝鮮人の利用と排除

—朝鮮人土木労働者の動きを中心に— 塚崎 昌之

渡航阻止制度から地元諭止制度へ —一九二〇年代後半の渡航管理政策 福井 譲

強制送還をめぐる李承晩政権の在日コリアン政策—一九四八年から一九五三年を中心に 関 智 焄

東アジアの冷戦と日韓会談反対運動—一九五〇年代を中心に 金 鉉 鉉

一九五〇年代前半における在日朝鮮人生活保護受給者の急増とその背景

—在日朝鮮統一民主戦線の「生保闘争」を中心に— 金 耿 昊

故郷としての朝鮮学校—朝鮮学校の音楽教育に関する—考察 金 理 花

「在日企業」日本への貢献—安楽亭(株)を事例に— 李 光 宰

ヨンヒル・カン「イースト・ゴーズ・ウェスト」における科学的管理法

—日米による朝鮮人労働者の構築— デイヴィッド・S・ロウ/宋恵媛訳

会の記録(二〇一四・九一～二〇一五・七)

●青丘文庫研究会のご案内●

■第301回朝鮮近現代史研究会

2015年11月8日(日) 午後3時～5時「キシコへの韓人移民・110年」 姜健栄

■第369回在日朝鮮人運動史研究会関西部会(※回数が間違っていましたので訂正します)

2015年11月8日(日) 午後1時～3時「北海道立文書館蔵「朝鮮労働者連名簿」について」上田文夫

※会場 青丘文庫(神戸市立中央図書館内、TEL 078-371-3351、新館3階で身分を証明するものだして入館証を受け取り4階会議室にお越しください。)

【今後の研究会の予定】 来月以降の予定。12月13日(日) 在日(未定) 近現代史(中川慎二)。研究会は毎月第2日曜日です。報告希望者は、飛田または水野まで。

【月報の巻頭エッセイの予定】 12月号以降は、坂本悠一、全淑美、足立龍枝、渡辺さえ、池貞姫、張允植、横山篤夫、松田利彦、西村寿美子、玄善允、川口祥子。よろしくお願ひします。締め切りは前月の10日です。

【編集後記】 ■月報9月号と10月号は休刊しメールニュースのみ発行しました。■研究会の回数、月報の号数にずれが生じているようです。在日研究会は堀内さんの記録をもとに訂正しました。■すでにいただいている研究会報告があるのですが、次号以降に掲載します。ご了解ください。(飛田)